

国内特許等出願費補助金のご案内

—国内特許等の出願を行う中小企業者に対し、その経費の一部を補助します—

株式会社八戸インテリジェントプラザでは、八戸市からの委託により、知的財産の保護と戦略的な活用による地域企業の経営基盤の強化とイノベーションの創出を促進し、もって地域産業の活性化に資するため、国内特許等を出願する中小企業者等に対し、補助金を交付します。

1. 補助対象者

補助対象者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとします。

- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であり、圏域（八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村：八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）内に本社機能を有する法人、圏域内に住所を有する個人又は当該中小企業者で構成される共同体（共同体の構成員の過半数が圏域内に本社機能を有する法人又は圏域内に住所を有する個人であるものに限る。）であること
- ・市町村税等の滞納が無いこと
- ・反社会的勢力に関わる者でないこと
- ・同一年度内において本補助金の交付を受けていないこと

2. 補助対象事業

補助対象事業は、補助対象者が新製品や新技術に係る国内特許、国内実用新案又は国内意匠（以下「特許等」という。）の出願を行う事業とし、次のいずれにも該当するものとします。

- ・八戸市内の中小企業者の場合、令和6年2月15日までに特許庁への出願が完了するもの
- ・八戸市外の中小企業者の場合、令和5年12月15日までに特許庁への出願が完了するもの
- ・特許等の出願に当たり、外部の専門家による先行調査又はその評価を経ているもの
- ・特許等を活用する今後の事業計画を有するもの

3. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とします。

ただし、各種税金及び振込手数料は除きます。

- ・特許等の出願に必要な特許庁出願料
- ・特許等の出願に必要な弁理士経費

**特許出願・実用新案登録出願・
意匠登録出願に
ご利用いただける補助金です。**

4. 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）で上限額は次のとおりです。

- (1) 特許出願 上限1件当たり 15万円
- (2) 実用新案登録出願 上限1件当たり 10万円
- (3) 意匠登録出願 上限1件当たり 5万円（出願2件まで）

5. 申請手続きの概要

補助金申請は特許及び実用新案登録の出願に際しては1出願まで、意匠登録の出願に際しては2出願までを1申請として、次の書類をご提出ください。

(1) 提出書類

- ・国内特許等出願費補助金交付申請書（当社指定の様式）
- ・補助対象経費の見積書等の写し
- ・先行技術等の調査結果が確認できるもの
- ・法人にあっては直近の決算報告書の写し又は履歴事項全部証明書、個人にあっては直近の確定申告書の写し又は開業届の写し
- ・会社概要、パンフレット等
- ・納税状況確認のための同意書
- ・共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分負担率について規定した覚書等の写し
- ・その他、八戸インテリジェントプラザが必要と認める書類

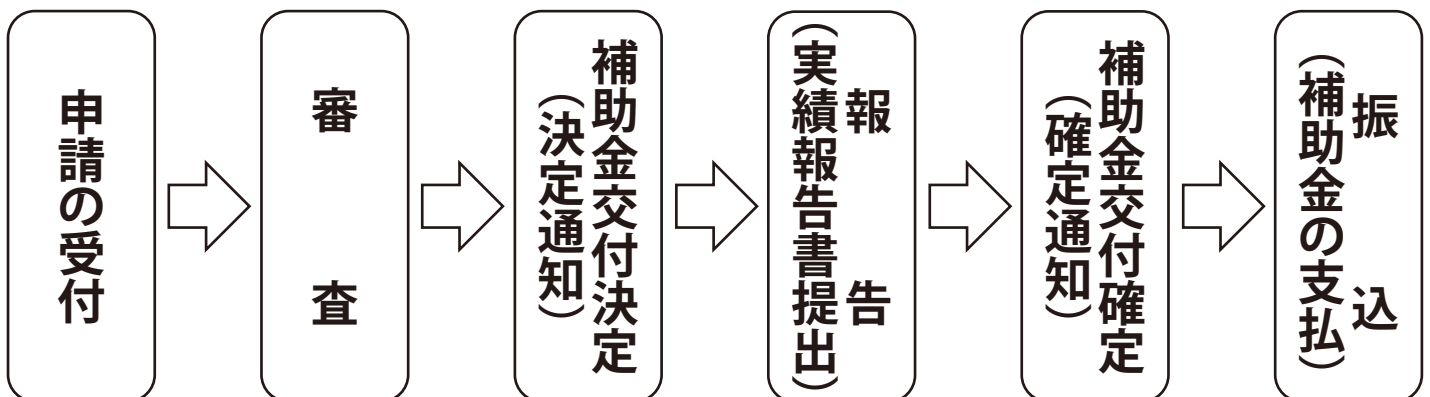
(2) 交付の決定

書面審査で交付を決定します（申請内容に関してヒアリングを行うことがあります）。

(3) 通知

交付又は不交付の決定は、申請者あてに書面で通知します。

国内特許等出願費補助金の流れ



6. 補助金申請受付先及び問合せ先

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号

株式会社八戸インテリジェントプラザ 担当：林崎

TEL 0178-21-2111 FAX 0178-21-2119

URL <https://www.hachinohe-ip.co.jp>

○ 特許無料相談

発明・商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。お申し込みは、お電話で。

- 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせください。